

学校いじめ防止基本方針

釧路町立遠矢小学校

平成 26 年 3 月 1 日策定 / 令和 6 年 4 月 1 日改定

1 基本的な考え方

平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」第 13 条に、「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定されている。

本校では全ての教職員が人権尊重の理念に基づき、「いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

全教職員は、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせない未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

＝いじめの定義＝

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど、児童に対して、当該児童が一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものである。この際、いじめには、多様な形態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

また、いじめは、いじめられている児童といじめる児童との関係だけでとらえることはできない。いじめは、「傍観者」などの周囲の反応が大きく影響していると言われている。いじめは、加害者、被害者だけの問題ではなく、全ての児童に関する問題（集団の問題）であることを認識する必要がある。

＝いじめ防止対策推進法より＝（学校いじめ防止基本方針）

第 13 条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第 22 条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

2 いじめ防止の対策のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、生徒指導部担当、当該学年担任

必要に応じて養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー

〈活動〉

- ・いじめの早期発見に関すること [アンケート調査等]
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案に対する対応に関すること

(2) 「職員会議・子ども支援委員会（子ども支援会議）・学年会議」

職員会議や子ども支援委員会、学年会議の中でも、児童等について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話しあいを行う。

(3) 「運営委員会」

月1回開催している運営委員会の中で、いじめの兆候を見逃さないように、子どもたちの様子や学級の様子を交流する。

3 学校におけるいじめ防止等

(1) いじめの防止

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけではなく関係機関等と協力して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

(2) いじめの未然防止

- ①いじめが起きにくい学校風土・学級風土の醸成
 - ・多くの児童がいじめ加害に巻き込まれている事実立ち、些細な行為が深刻ないじめへと広がらない潤いに満ちた風土をつくりだす、「居場所づくり」の取組
 - ・いじめの背景にはストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレートを防いだりすることで未然防止を図る。
- ②いじめに向かわない児童の育成
 - ・児童一人ひとりが「いじめのない学級・学校をつくろう」と言えるよう育つことを促す「絆づくり」の取組を進める。
 - ・ストレスやストレッサーに負けない、そのはけ口として他者を攻撃するようなまねはしないと言える児童を育てる。そのために、人と関わることを喜びと感じられる体験をさせる。面倒だったりいやなことあつたりするけれど、他の人と関わることは楽しいし、役に立てたら嬉しいと感じる場や機会を大切にしていく。（自己有用感の獲得）
 - ・「いじめはいけない」「何がいじめなのか」ということについて全学年で指導を行う。
- ③分かりやすい授業、自己存在感を実感できる行事を心がけ、児童に自尊感情を育む教育活動
 - ・すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善を図る。
 - ・「わかった、できた」「みんなと一緒に学習することが楽しい」と思えるような授業改善を図る。
 - ・教師は、潜在的カリキュラムを意識した学級経営を心がける。
 - ・学級内での友達の同士のふれあい、友達同士の活動等「関わり」を大切にする。
 - ・学校行事、委員会活動、学習や日常の遊びの中で異学年交流の充実を図る。
- ④道徳教育の充実
 - ・いじめに関する道徳の授業を年間指導計画の中に位置づける。

【関連する価値項目】

- A 「善悪の判断、自律、自由と責任」「正直、誠実」
 - B 「思いやり、親切」「友情、信頼」「相互理解、寛容」「よりよい学校生活、集団生活の充実」
 - C 「公正、公平、社会主義」
 - D 「生命の尊さ」
- ・「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

(3) いじめの早期発見・早期解決

- ①いじめの早期発見のための方法
 - ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
 - ・「様子がおかしいな」と感じた児童がいる場合には、全職員で共有し、より大勢の目で当該児童

を見守るようにする。

- ・様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ・「いじめアンケート」「Q-U」「個人面談」を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめのない学校づくりを目指す。（複数教員で調査結果等の分析を行う）
 - ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、インターネットや携帯電話のネットモラル教育を計画的に行う。
（必要に応じて外部講師を招聘する。）
- ・ネットパトロールを定期的に行い早期発見、早期対応できる校内体制を整える。

②全教職員での早期解決

- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ防止対策委員会を中心に全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにもいじめていると同様であるということを指導する。
- ・必要に応じて学校内だけでなく、関係機関等と協力して解決にあたる。

（４）家庭や地域、関係機関との連携

- ・いじめ問題が起きた時には、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
また、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援や、いじめを行った子どもの保護者に対する助言を行う。
- ・学校や家庭にはなかなか話すことができない状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口の利用を促す。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、躊躇することなく警察署と連携して対応する。
- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

（５）懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に子どもに対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

①認められる懲戒の例

（通常懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為。ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る）

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・立ち歩きの多い児童を叱って席につかせる。

（６）学校評価の実施

- ・学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行う。

4 学校における具体的な取り組み

(1) 「いじめアンケート」「QU」実施から対応までの流れ（早期発見・早期解決）

内 容	担 当
①いじめアンケート・QUアンケート実施	担任
②面談（QUアンケートの面談と併せて、全員との面談）	担任・メンター
③当該児童からの聞き取り （「嫌な思いをした子」「嫌な思いをさせた子」）	担任
④早期解決に向けた当該児童への指導	担任
⑤聞き取ったことを生徒指導部へ報告	担任
⑥いじめ認知と対応の確認	いじめ防止対策委員会 （校長，教頭，教務主任，生徒指導部長，生徒指導部担当，当該学年担任，必要に応じて養護教諭）
⑦教職員への全体周知	教頭
⑧「継続した指導が必要な児童」への今後の対応の策定	教頭・担任
⑨教育委員会へ「いじめ認知数と対応」を報告	教頭
⑩「継続した指導が必要な児童」への支援 （学校全体で見取りと支援，担任への情報提供も行う）	担任 全教職員

(2) 継続した指導が必要な児童への対応（早期解決）

- ①認知した事実について，保護者と情報共有する。
 - ・保護者とのやり取り内容について，教頭に報告する。
- ②当該児童への定期的な見取りと声かけをする。
 - ・毎週金曜日に必ず声をかける。
 - ・「安全点検の日」に面談する。➡チェックシートをもとに面談し，記録化する。
- ③学級で個々の良さを活かす場面を意図的につくる。
 - ・「嫌な思いをしている子」や「嫌な思いをさせている子」が，自己肯定感が低い場合が多いので，該当児童の良さが活きる学習や活動場面をあらかじめ洗い出す。
 - ・「図工の作品作りの際に，学級全体に紹介する場面をつくる」
 「人のために率先して働く良さを帰りの会で1週間に1度は取り上げる」
 「スケートの際のみんなのお手本にする」
 「算数の思考力の高さを発揮する場面を単元でつくる」 など，
 良さが活きる具体的な場面を担当が中心となって計画し，実践する。

(3) 学級全体への指導（未然防止）

「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」という質問に対して，「思わない」「分からない」と答える児童をなくす。学級の児童全員が，「いじめはどんなことがあっても許されない」と答える学級の風土作りこそが重要である。そのために，次の取り組みをする。

- ① アンケートで「思わない」「分からない」と答えた子がいた場合は，必ずその理由を聞く。
- ② アンケートや面談をもとにした学活を行う。
 - ▶ 学級の中に「嫌な思いがしている人」がいることを明らかにする。
 その際，事例や数などを取り上げてもよい。但し，名前は出さない。
 - ▶ 「いじめ（人の嫌がるようなこと）は，人としてやってはいけないこと」として，学級指導を行う。